

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第34号を次のように改める。

様式第34号（第30条関係）

文書番号
年 月 日

〒
住所
氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料額決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
決定年月日	年 月 日	決定理由	年度保険料額を決定しました																	
年度分の後期高齢者医療保険料額																	円			

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割軽減額 ⑨+⑬-⑩-⑭

後期高齢者制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割軽減額

- * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び以下に掲げる秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下、「広域連合条例」という。)の規定に基づき、 年 月 日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 保険料の算出方法は以下のとおりです。(広域連合条例第4条～14条、附則)
所得割額=賦課のもととなる所得金額(※1) × 所得割率(/100) } 確定年保険料
均等割額= 円 } [万円を限度とする]
なお、 年4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額= 年中の所得-43万円
- * 均等割額の軽減(広域連合条例第14条、附則)
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。
43万円 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 } 以下 円 (7割軽減)
43万円 + 29万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 } 以下 円 (5割軽減)
43万円 + 54万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 } 以下 円 (2割軽減)
* 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減(広域連合条例第15条)
該当する場合、所得割が課されず、均等割額から次の額が軽減されます。 円 (5割軽減)
ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。
- * 審査請求及び取消訴訟
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- * 問い合わせ先
秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課
〒010-0951
住 所 秋田県秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館内
電話番号 018-853-7155

様式第35号を次のように改める。

様式第35号（第30条関係）

文 書 番 号
年 月 日

〒
様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

印

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名	被保険者番号
決定年月日	年月日
決定理由	年度保険料額を変更しました
年度分の後期高齢者医療保険料額 円	

保険料算定の基礎

	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更前						
変更後						
	⑦所得者軽減額 (12か月分)	均等割額軽減割合	⑧均等割額軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額
変更前						⑪保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭
変更後						

後期高齢者制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

	⑪均等割額 (12か月分)	均等割額軽減割合	⑫均等割額軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑩-⑫	月数	⑭月割減額
変更前						
変更後						

- * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び以下に掲げる秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(以下、「広域連合条例」という。)の規定に基づき、年月日現在の後期高齢者医療制度の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 保険料の算出方法は以下のとおりです。(広域連合条例第4条～14条、附則)
所得割額=賦課のもととなる所得金額(※1) × 所得割率(/100) } 確定年保険料
均等割額= 円 } [万円を限度とする)
なお、年4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。
※1 賦課のもととなる所得金額= 年中の所得-43万円
- * 均等割額の軽減 (広域連合条例第14条、附則)
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。
43万円 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 } 以下 円 (7割軽減)
43万円 + 29万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 } 以下 円 (5割軽減)
43万円 + 54万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 } 以下 円 (2割軽減)
- * 後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減 (広域連合条例第15条)
該当する場合、所得割が課されず、均等割額から次の額が軽減されます。 円 (5割軽減)
ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。
- * 審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- * 問い合わせ先
秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課
〒010-0951
住 所 秋田県秋田市山王4丁目2-3 秋田市町村会館内
電話番号 018-853-7155

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によることとするもの